

新型コロナウイルス感染症に係る対応状況について (第28報)

1. 新型コロナウイルス感染症の確認状況

(1) 市内、県内、全国の確認状況

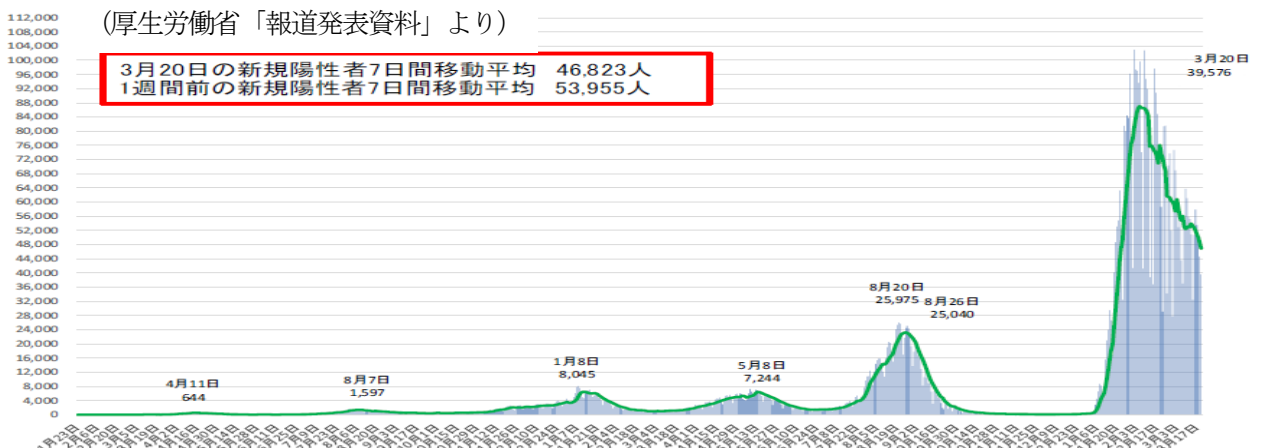
(3月21日公表時点)

	R3年12月 までの累計	R4年1月	R4年2月	R4年3月	合計
出雲市	332	669	502	576	2,079
松江市	695	477	937	876	2,985
浜田市	223	494	149	81	947
益田市	137	237	93	74	541
大田市	26	139	57	18	240
安来市	72	67	166	76	381
江津市	45	143	39	40	267
雲南市	91	24	137	76	328
飯南町	0	1	2	0	3
奥出雲町	6	5	28	21	60
川本町	1	36	3	4	44
美郷町	4	10	5	0	19
邑南町	12	127	35	6	180
津和野町	13	8	9	2	32
吉賀町	19	12	0	0	31
海士町	15	1	1	1	18
西ノ島町	0	10	0	0	10
隠岐の島町	8	3	3	1	15
県外	62	52	48	24	186
非公表	0	0	0	3	3
島根県 計	1,761	2,515	2,214	1,879	8,369
全国	1,733,325	936,313	2,281,011	1,151,485	6,102,134

【島根県内の入院中：66人 宿泊療養中：54人 自宅療養中：621人】【死亡者：9人】

※全国の感染症患者数は、厚生労働省報道発表資料の人数を基に集計している。

新型コロナウイルス感染症国内発生動向 (報告日別新規陽性者数) 【3月21日公表時点】



【新たなレベル分類の考え方】（令和3年11月8日コロナ対策分科会提言）

レベル		状況	主な対策
4	避けたいレベル	一般医療を大きく制限しても、新型コロナウイルス対応ができない状況 各自治体の最大確保病床数を越えた入院が必要となってくる。	<ul style="list-style-type: none"> ・更なる一般医療の制限や積極的疫学調査の重点化 ・国が、災害医療的対応として都道府県の支援及び調整を行う。
3	対策を強化すべきレベル	一般医療を相当程度制限しなければ、新型コロナウイルスへの医療対応ができず、医療が必要な人への適切な対応ができなくなると判断された状況（従来の「ステージ3、4」に相当）	<ul style="list-style-type: none"> ・大都市圏では広域的に強い対策が必要 ・ワクチンや検査の集中的な実施、飲食店やイベントの人数制限などの対策 ・地方部では、まん延防止等重点措置も含め効果的な対策を実施
		【島根県の目安】 <ul style="list-style-type: none"> ・病床使用率 50%超 ・重症病床使用率 50%超 ・予測ツールや様々な指標に基づき、「3週間後に必要とされる病床数」が最大確保病床数に到達した場合 	
2	警戒を強化すべきレベル	新規陽性者数の増加傾向が見られ、一般医療、新型コロナウイルスへの医療の負荷が生じ始めているが、病床数を増やすことで、医療が必要な人への適切な対応ができている状況	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体が必要な対策に着手 ・保健所の体制強化 ・病床を段階的に確保 ・感染リスクの高い行動回避を呼びかけ
		【島根県の目安】 <ul style="list-style-type: none"> ・確保病床の使用率 20%以上 ・直近1週間の人口10万人あたりの新規陽性者数が15人以上 	
1	維持すべきレベル	安定的に一般医療が確保され、新型コロナウイルスへの医療が対応できている状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種の推進 ・医療提供体制の強化 ・基本的な感染対策の継続
0	感染者ゼロ	新規感染者なし	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活・社会経済活動の段階的な回復が可能

○まん延防止等重点措置実施区域（18都道府県）及び島根県の医療提供体制等の状況
（厚生労働省ホームページより 3月18日公表時点）

まん延防止等重点措置区域	レベル判断に用いる指標		参考指標				
	確保病床使用率(%)	確保病床使用率(重症患者)(%)	新規陽性者数(人)	PCR陽性率(%)	経路不明割合(%)	療養者数(人)	入院率(%)
北海道	25.8	3.0	206.35	28.8	59.3	332.5	4.7
青森県	36.5	22.6	286.51	47.4	40.2	299.8	4.2
茨城県	33.1	10.0	346.04	44.2	39.5	322.5	3.1
栃木県	26.8	2.2	191.40	47.7	55.7	292.0	3.0
群馬県	42.6	10.8	226.96	31.1	50.0	260.8	4.9
埼玉県	47.3	19.2	357.21	38.7	64.9	380.8	4.4
千葉県	43.0	16.1	332.72	65.5	95.4	360.5	4.1
東京都	37.5	33.7	406.57	37.0	60.6	847.9	2.4

まん延防止等重点措置区域	レベル判断に用いる指標		参考指標				
	確保病床使用率(%)	確保病床使用率(重症患者)(%)	新規陽性者数(人)	PCR陽性率(%)	経路不明割合(%)	療養者数(人)	入院率(%)
神奈川県	52.8	25.6	401.07	104.1	89.5	434.3	3.3
石川県	28.9	12.2	227.72	12.0	70.2	281.7	4.5
岐阜県	37.2	6.8	172.08	30.7	51.6	222.6	7.7
静岡県	27.3	10.2	219.37	31.6	36.2	278.8	1.7
愛知県	49.8	21.3	273.16	86.3	—	333.9	5.2
京都府	43.5	25.1	281.88	45.7	90.1	359.3	4.3
大阪府	57.7	44.8	380.53	41.1	73.2	704.0	3.8
兵庫県	47.9	17.6	308.93	70.2	68.3	412.4	3.3
香川県	38.3	20.0	294.24	32.1	53.8	360.4	12.1
熊本県	37.0	19.1	230.63	63.3	32.0	379.1	5.5
島根県	21.5	3.6	105.94	17.8	22.7	141.3	8.3

※新規陽性者数、療養者数は対人口10万人あたりの数字

※レベル判断指標である確保病床使用率、重症患者用確保病床使用率について、50%を越えている場合に網掛けをしている。

2. 市の主な対応状況

(1) 市対策本部会議 等

出雲市新型コロナウイルス感染症対策本部会議（計42回開催）（3月18日現在）

※参考：これまでの本部設置状況

令和2年1月30日	出雲市新型コロナウイルス感染症警戒本部の設置（計3回開催）
令和2年3月4日	出雲市新型コロナウイルス感染症対策本部の設置
令和2年4月7日	緊急事態宣言発令に伴い、特措法に基づく対策本部に移行
令和2年5月25日	緊急事態宣言解除に伴い、特措法に基づく対策本部から市緊急事態等対処計画に基づく対策本部に移行
令和3年1月8日	緊急事態宣言発令に伴い、特措法に基づく対策本部に移行
3月22日	緊急事態宣言解除に伴い、特措法に基づく対策本部から市緊急事態等対処計画に基づく対策本部に移行
4月24日	緊急事態宣言発令に伴い、特措法に基づく対策本部に移行
10月1日	緊急事態宣言解除に伴い、特措法に基づく対策本部から市緊急事態等対処計画に基づく対策本部に移行

※特措法：新型インフルエンザ等対策特別措置法

(2) 市民等への情報提供、注意喚起

- ①市長記者会見
- ②市長メッセージの発出
- ③各広報媒体での周知

（広報いずも（令和2年6月1日臨時号、令和2年10月20日別冊特集号、令和3年10月20日別冊特集号）、新型コロナウイルス感染症対策啓発広報紙、市ホームページ、SNS、いずも防災メール、ケーブルテレビ文字放送、防災行政無線、有線放送）

- ④新型コロナウイルス感染症対策の啓発用CM動画
- ⑤関係団体等への情報提供、注意喚起
- ⑥感染症患者が確認された市内店舗の利用者に、感染拡大防止に関する呼びかけ
- ⑦新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する市長メッセージ動画
(令和4年1月14日・28日ケーブルテレビ、YouTube)

(3) 市民、関係団体等からの相談件数

(3月15日現在)

相談内容	相談窓口	～4年2月	4年3月
健康一般相談	健康増進課	1,399件	36件
ワクチン接種に関すること	ワクチン接種コールセンター	40,417件	1,507件
特別定額給付金に関すること	政策企画課	約9,045件	0件
町内会、自治会活動に関すること	自治振興課	47件	0件
小学校、中学校に関すること	教育政策課	403件	8件
保育所、幼稚園に関すること	保育幼稚園課	458件	15件
スポーツ、文化活動に関すること	文化スポーツ課	80件	3件
雇用に関すること	産業政策課	38件	3件
中小企業への支援に関すること	商工振興課	5,879件	27件
市税・保険料の徴収猶予等の相談	収納課、保険年金課 高齢者福祉課	1,256件	22件
水道料金、下水道使用料の支払猶予等の相談	営業総務課 斐川宍道水道企業団	41件	0件
市営住宅の減免に関すること	建築住宅課	29件	1件
市営住宅の提供に関すること	建築住宅課	9件	0件
その他(防災安全課、各行政センター等)		375件	0件
合計		59,476件	1,622件

(4) ワクチン接種に関する対応

- ・2回接種を完了した医療従事者等へ3回目用接種券を発送(11月29日から順次発送)
- ・2回接種を完了した一般の方(医療従事者等以外)へ3回目用接種券を発送(1/14～)
- ・3回目用個別接種(1/17～)及び集団接種(2/13～)の開始
- ・2回接種を完了し6か月を経過した保育士・小中教職員へ3回目用接種券を前倒し発送(2/15～)
- ・5～11歳への個別接種(3/7～)及び集団接種(3/13～)の開始

※実施状況等については、[報告 福1](#)「新型コロナワクチン接種の実施状況等について(第11報)」のとおり

(5) 市立学校における部活動の制限について

県知事及び県教育長からの依頼を受け、市立学校での部活動を次のとおり制限した。

- ①制限期間：3月25日(金)から3月31日(木)まで
- ②制限の内容：部活動の原則停止
- ③特例とする扱い

- ・大会、演奏会への参加は、公式大会等(各競技や文化芸術活動の統括団体等が主催するもの)で、校長が認めるもののみ、練習を含め、可とする。

※実施にあたっては、通常行っている感染症対策の徹底に加え、最小人数での実施や、プレー以外の場面での他者との接触をなくす等、感染リスクを極力避けた行動に留意する。

(6) スポーツ少年団活動の制限について

県知事からの要請を受け、出雲市スポーツ少年団本部長に対し、次のとおり依頼した。

①依頼期間：3月25日(金)から3月31日(木)まで

②依頼の内容：スポーツ少年団活動の原則停止

③特例とする扱い

- ・大会への参加は、公式大会等（各競技の統括団体等が主催するもの）で、各団代表者等が認めるもののみ、練習を含め、可とする。

(7) 庁舎及び公共施設における感染予防対策

- ・庁舎及び施設内のドアノブ、手すり、エレベータなどの消毒、定期的な換気の実施
- ・窓口等に飛沫防止用ビニールカーテン、アクリル間仕切りの継続
- ・職員等に対し、感染防止策（マスク着用、手洗いの徹底）、出勤前の検温、毎日の行動記録を記載するなどの健康管理を徹底、接触確認アプリ（COCOA）の導入、会合・会食は、利用施設での換気や消毒など感染防止策が講じられている場所を利用
- ・市の公共施設に個別計測型サーマルカメラ（自立スタンド型）を配備

(8) 市の公共施設等の対応

①キャンセル対応

新型コロナウイルス感染症を理由とした公共施設のキャンセルについて、当分の間、使用料を求めない。

②市が主催するスポーツ・文化イベント等の開催、中止、延期、規模縮小等の判断目安 期間：令和4年2月21日～

	感染防止安全計画を策定 (※)	その他 (安全計画を策定しないイベント)
人数上限	収容定員まで	5,000人又は収容定員50%の いずれか大きい方
収容率	100% 大声なしの担保が前提	大声なし：100%、大声あり：50%以内 〔座席がない場合は十分な間隔〕

(※) 参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用

- (1) 大規模なイベント等（参加者5,000人超かつ収容率50%超）の主催者等は感染防止安全計画を策定し、イベント開催日の2週間前までを目途に県に提出の上、確認を受ける。
- (2) それ以外のイベントの主催者等は、感染防止対策等を記載したチェックリストを作成し、ホームページ等で公表の上、イベント終了日から1年間保管すること。
- (3) 主催者等は、イベント開催に当たっては、その規模に関わらず、「三つの密」が発生しない席の配置や「人と人との距離の確保」、「マスク着用」、イベントの開催中や前後における選手、出演者や参加者等に係る行動管理等、基本的な感染防止策を講じること。また、参加者名簿を作成して連絡先等を把握しておくや、接触確認アプリ等を活用

(9) 出雲保健所への市職員（保健師）の応援派遣

(3月15日現在)

派遣日	人数	業務内容等
令和4年1月17日～	延べ153人	積極的疫学調査、健康観察

※1日2名若しくは4名の派遣

※積極的疫学調査とは、感染拡大防止のため、陽性者に対し症状の程度、家庭環境や職場環境、発症前後の行動歴、県外往来歴などを聴取し、感染源及び感染経路を特定するとともに濃厚接触者の特定を行うもの

3. 新型コロナウイルス感染症対策に係る支援事業

(1) 新型コロナウイルス感染症対策関係予算

①令和元年度（一般会計）

（単位：千円）

予算時期	金額
3月専決（繰越明許費の追加）	26,500

②令和2年度（一般会計）

（単位：千円）

予算時期	金額
【第1弾】5月補正（第1回）	17,900,000
【第2弾】5月補正（第2回）	1,300,000
【第3弾】6月補正（第4回）	1,000,000
【第4弾】7月補正（第5回）	2,000,000
【第5弾】9月補正（第7回）	400,000
【第6弾】12月補正（第8回）	240,000
1月専決（新型コロナウイルスワクチン接種事業）	980,000
【第7弾】3月補正（第11回）	181,200

令和2年度（国民健康保険事業特別会計）

（単位：千円）

予算時期	金額
9月補正（国民健康保険料減免に伴う過年度保険料還付金）	8,000

③令和3年度（一般会計）

（単位：千円）

予算時期	内容	金額
【第7弾】 第1回補正 ※【第7弾】 令和2年度 3月補正 (第11回) と合わせて 1,021,200	①出雲のお店応援プレミアム付商品券発行事業	555,000
	②出雲の観光応援クーポン券発行事業	112,000
	③出雲のお宿応援キャンペーン事業（山陰限定）	35,000
	④中小企業等新事業展開支援事業	101,500
	⑤商工団体等事業継続支援活動補助	10,000
	⑥飲食店感染症予防支援事業	10,000
	⑦農林水産物販売活動支援事業	5,000
	⑧芸術文化元気はつらつ活動応援事業	5,000
	⑨新型コロナウイルス感染症拡大防止対策啓発事業	6,500
	計	840,000
【第8弾】 4月専決	①国・子育て世帯生活支援特別給付金事業	230,000
	②生活資金支援給付金事業	20,000
	計	250,000
6月補正	①児童福祉施設等における感染症対策経費	79,200
	②母子家庭等自立支援給付金事業	3,000
	③新型コロナウイルスワクチン接種事業	172,000
	④サテライトオフィス整備事業	99,000
	⑤出雲のお店応援プレミアム付商品券発行事業	390,000
	⑥冬の出雲誘客キャンペーン事業	90,000
	⑦出雲の観光イメージアップ事業	3,300
	⑧修学旅行費支援事業	4,000
	⑨文化施設改修事業	13,100
	計	853,600

9月補正	①一畑電車活性化事業	16,400
	②出雲生活バスサービス事業	40,600
	③保育所等事務費	300
	④幼稚園管理費（保育幼稚園課）	2,500
	⑤学校図書館活用事業（小学校）	4,300
	⑥学校図書館活用事業（中学校）	1,400
	計	65,500
10月補正	①中小企業者等事業継続支援給付金事業	204,000
	②生活資金支援給付金事業	8,000
	③小・中学校管理費	6,500
	計	218,500
12月補正 （追加）	国・子育て世帯への臨時特別給付金事業	1,460,000
	計	1,460,000
1月補正	①住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業	1,800,000
	②国・生活困窮者自立支援金事業	23,000
	③生活資金支援給付金事業	9,000
	④新型コロナウイルスワクチン接種事業	493,000
	⑤国・子育て世帯への臨時特別給付金事業	1,455,000
	⑥保育士等処遇改善臨時特例事業	33,000
	計	3,813,000
3月補正 （案）	①中小企業者等事業継続支援給付金事業（追加）	35,000
	②小・中学校における保健衛生用品等の購入費	58,500
	③各種指定管理施設管理運営費	96,000
	減額補正	▲20,000
	計	169,500
令和3年度（一般会計） 総計		7,550,100

④令和4年度（一般会計）

（単位：千円）

予算時期	内容	金額
第1回補正 （案）	①芸術文化元気はつらつ活動応援事業	2,000
	②中小企業者等事業復活支援給付金事業	209,000
	③キャッシュレスポイント還元消費喚起事業	164,000
	④中小企業者等デジタル化促進支援事業	82,000
	⑤商工団体等事業継続支援活動補助	7,000
	⑥出雲のおもてなしイベント事業	10,000
	⑦出雲の観光イメージアップ事業	11,000
	⑧泊まって応援！ 出雲の観光キャンペーン事業	60,000
	⑨ICT活用教育推進事業	5,000
	計	550,000

(2) 各種支援事業の給付状況等

○令和3年度事業（実施中のもの）

（3月15日現在 金額単位：円 執行率：％）

事業名	事業 開始日	申請受付 終了日	件 数	金 額	予算 執行率
住居確保給付金	平成27年 4月1日	未定	10	687,200	34.4
水道料金・下水道使用料の 支払猶予	令和2年 5月1日	未定	4	62,086	—
傷病手当金	令和2年 5月12日	令和4年 6月30日	8	316,570	—
生活資金支援給付金	令和2年 5月26日	令和4年 3月31日	350	31,527,500	77.3
就職活動PCR検査等費用 助成事業	令和3年 3月1日	令和4年 3月31日	3	30,000	0.6
後期高齢者医療保険料の減 免	令和3年 4月1日	令和4年 3月31日	5	187,580	—
商工団体等事業継続支援活 動補助	令和3年 4月1日	令和4年 3月20日	7	6,394,000	63.9
飲食店感染症予防支援事業	令和3年 4月1日	令和4年 3月31日	申請店舗数 307	9,999,000	100.0
農林水産物販売活動支援事 業	令和3年 4月1日	令和4年 3月31日	10	3,182,000	63.6
芸術文化元気はつらつ活動 応援事業	令和3年 4月1日	令和4年 3月31日	30	1,460,000	29.2
新型コロナウイルス感染症 拡大防止協力金	令和3年 4月1日	令和4年 3月31日	13	6,500,000	100.0
介護保険料の減免	令和3年 5月26日	令和4年 3月31日	20	1,111,114	—
国民健康保険料の減免	令和3年 5月26日	令和4年 3月31日	29	5,552,263	—
修学旅行費支援事業	令和3年 6月28日	令和4年 3月31日	10	1,664,901	41.62
私立認可保育所等特別事業 補助金	令和3年 6月28日	令和4年 3月31日	81	30,195,362	81.16
病児・病後児保育事業補助 金	令和3年 6月28日	令和4年 3月31日	5	1,500,000	83.33
各種児童福祉施設感染症対 策事業（児童クラブ等）	令和3年 6月28日	令和4年 3月31日	50	23,399,780	98.3
母子家庭等自立支援給付金 事業（コロナ拡充分）	令和3年 6月28日	令和4年 3月31日	0	0	0
新型コロナウイルス感染症 生活困窮者自立支援金	令和3年 7月1日	令和4年 6月30日	38	6,800,000	22.39
出雲市公共交通特別支援補 助金	令和3年 9月27日	令和4年 3月31日	0	0	0
中小企業者等事業継続支援 給付金事業	令和3年 11月15日	令和4年 3月18日	1,408	140,600,000	70.3

事業名	事業開始日	申請受付終了日	件数	金額	予算執行率
冬の出雲誘客キャンペーン事業	令和3年12月1日	令和4年3月31日	—	106,688,599	98.5
住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業	令和4年1月17日	令和4年9月30日	10,730	1,180,300,000	66.64
保育士等処遇改善臨時特例事業	令和4年2月1日	令和4年3月31日	54	30,452,140	92.28
国・子育て世帯への臨時特別給付金事業	令和3年12月21日	令和4年3月31日	15,148	2,742,450,000	94.7

○令和3年度事業(申請受付が終了したもの) (3月15日現在 金額単位:円 執行率:%)

事業名	事業開始日	申請受付終了日	件数	金額	予算執行率
市営住宅家賃の減免	令和2年5月21日	令和4年3月1日	2	87,000	—
出雲のお店応援プレミアム付商品券発行事業	令和3年3月7日	令和3年12月31日	換金枚数 1,479,229	739,614,500	99.4
国・子育て世帯生活支援特別給付金事業	令和3年4月1日	令和4年2月28日	2,209	187,300,000 (3月末支給予定含む)	87.4
中小企業等新事業展開支援事業	令和3年4月26日	令和3年10月29日	212	87,980,000	87.9
出雲の観光応援クーポン券発行事業	令和3年5月1日	使用期限 令和3年8月31日	換金枚数 86,158	換金額 86,158,000	86.2
出雲のお宿応援キャンペーン事業(山陰限定)	令和3年5月1日	令和3年8月31日	9,179	27,418,383	91.3
一畑電車沿線地域対策協議会負担金	令和3年9月27日	令和3年11月16日	1	16,393,000	100.0

※事業開始日は、当初の日付を記載。件数及び金額は令和3年度の状況を記載

(3) 新型コロナウイルス感染症対策寄附金の募集及び活用事業

新型コロナウイルス感染症により影響を受けた市民生活や地域経済活動等を支援する事業に活用するため、寄附金を募集(令和2年6月1日～)

(令和4年3月15日現在 金額単位:円)

事業名	件数	金額
新型コロナウイルス感染症対策寄附金	118	8,291,542

●寄附金を活用した事業(9月補正)

事業内容	金額
感染症の影響により活動が制約されている子ども達(保育所及び幼稚園)に対し健康な心と体を育むための運動用遊具等を購入	2,400,000
感染症の影響により活動が制約されている児童・生徒(小中学校)に対し、興味・関心を広げるための学校図書館図書を購入	5,100,000

4. 市内の状況

(1) 各部局が把握している市内の状況

部局	市内の状況（影響）
総合政策部	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関の状況（3月15日現在） (1)出雲縁結び空港： <ul style="list-style-type: none"> JAL東京線 2～5 往復運航中（日によって3～0 往復減便） 大阪線 2～4 往復運航中（日によって2～0 往復減便） 福岡線・隠岐線 通常運航中 FDA名古屋線・静岡線・仙台線 通常運航中 (2)JR：通常どおり運行中 ※特急やくもは一部運休 (3)一畑電車：通常どおり運行中 (4)市内路線バス：災害による運休・路線変更を除き、通常どおり運行中 (5)高速・空港連絡バス：一部運休
総務部	<p>【市内の私立高校・中学】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手洗い、マスク等の対策を徹底。生徒・教員の毎日の検温を義務付け。 <p>【市内の専門学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会食は飲酒の有無に関わらず自粛し、県外への移動も極力控える。 ・学生の実習や国家試験への対策のため、引き続き感染防止に取り組む。 <p>【出雲医療看護専門学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オミクロン株の感染拡大を受け、学校における感染対策を最高レベルに引き上げている。オンライン授業中心とし、一部は時間差登校や分散授業を実施。 ・学生の外出や、自宅以外での飲食は、全面禁止としている。 <p>【島根大学医学部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則としてオンライン授業とし、学生の学内への入構を禁止している。 ・飲食は4人以下、複数店舗利用の場合を含め、2時間以内。県外の者との飲食は、アルコールの有無を問わず控える。 ・アルバイトは自粛要請をしていたが、まん延防止等重点措置が2月20日に終了したこと、長期自粛に伴い経済的に困窮している学生もいること等を踏まえ、必要に応じて認めることとした。アルバイト先の感染予防対策を十分確認し、自身の健康管理も徹底させている。 <p>【島根県立大学出雲キャンパス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1月から3月は、長期休業期間のため授業は行わない。 ・飲酒を伴う会食は禁止、飲酒を伴わない会食は自粛。やむを得ない会食は、少人数（いつものメンバー）で短時間とし、黙食を心がける。
財政部	<p>【日曜納税相談の状況】 令和3年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5月9日(0人) 6月6日(3人) 7月4日(9人) 8月1日(4人) 9月5日(1人) 10月3日(2人) 12月5日(3人) 1月9日(1人)
健康福祉部	<p>【支援事業の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急小口資金（特例）貸付数 926 件(令和2年3月25日～令和4年3月15日) ・総合支援資金（特例）貸付数 867 件(令和2年3月25日～令和4年3月15日) ・住居確保給付金 支給件数 30 件(令和2年4月20日～令和4年3月15日)
子ども未来部	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所等、幼稚園、児童クラブ、子育て支援センター、ファミリーサポートセンター：各施設において最大限の感染症対策に努めている。
市民文化部	<ul style="list-style-type: none"> ・出雲弥生の森博物館・荒神谷博物館は、博物館・史跡公園のガイド対応人数制限を設けているほか、移動制限等発令地域からの来館者に対しては、ガイドを見合わせている。また、手で触れることのできる展示の一部を休止している。

(1) 市内の経済状況

① 商工業への影響

- ・昼夜営業の県新型コロナ対策認証店では、3月前半の売上は、夜間利用が少なく、昨年よりも落ちているとのこと。なお、この事業者は、飲食店等時短要請協力金によって、昨年よりも資金繰りは改善しているとのこと。
- ・出雲市駅北の繁華街では、週末は若い人や観光客が少しずつ増えているものの、平日の利用は少なく、団体利用がほとんどない状況である。2次会で利用される飲食店では、今年の同時期よりもさらに売上が落ちており、協力金を店の固定経費や人件費に充てても、経営は非常に厳しいとのこと。
- ・旅館・ホテル・飲食店のほか、学校給食、医療福祉施設への食料品卸売業では、1月・2月の売上が過去最低であった昨年よりも悪く、3月の売上は昨年と同程度、例年の6、7割とのこと。最近、顧客からの注文が入り出し、3月後半は少し良くなるのではないかと見込んでいる。
- ・製造業においては、半導体を中心とした電装部品の国内供給不足による自動車生産工場の一時操業停止や生産調整の流れを受け、自動車関連産業の一部で、減産を懸念する声や世界的な需要拡大による鋼材、木材、原油価格の高騰に伴う生産コスト上昇の懸念がある。市内製造業の操業度は全体的には回復傾向にあるが、部材調達面で課題がある企業が多い。
- ・建設業の売上においては、前月比、前年同月比、今後3か月予測ともに同程度と見通しを立てている。「3月～4月以降で材料・設備機器等の値上げが予定されている」「商品の納期の遅れが続いている」といった事業者からの声がある。〔出雲商工会議所の2月期経済動向調査報告〕

② 観光への影響

出雲大社周辺の観光入込客数について

- ・令和3年4月 まん延防止等重点措置の対象区域拡大により、令和元年比6割程度
- ・令和3年5月 ゴールデンウィーク前後での緊急事態宣言の発令、延長により、令和元年比4割程度
- ・令和3年6月 緊急事態宣言期間再延長により、依然厳しい状況が続いている一方で、県西部の小中学校を中心に教育旅行での来訪が増加している。
- ・令和3年7月 大雨災害の影響により厳しい状況が続いたが、4連休効果により、令和元年比同程度まで回復した。
- ・令和3年8・9月 県内外での感染拡大に伴う不要不急の往来自粛要請により、令和元年比6～7割程度
- ・令和3年10月 緊急事態宣言解除により、令和元年比9割程度
- ・令和3年11月 前月から回復傾向にあり、令和元年比同程度
- ・令和3年12月 順調に回復してきており、令和元年実績を上回った。
- ・令和4年1月 再び県内外において感染が拡大し、令和2年比6割程度
- ・令和4年2月 まん延防止等重点措置適用の影響で、引き続き、令和2年比6割程度と落ち込んでいる。
- ・令和4年3月 順調に回復してきており、令和2年比同程度となる見込である。

(2) 市内の雇用情勢

- ・1月の有効求人倍率は、1.75で前月(1.66)を0.09ポイント、前年同月比では0.25ポイント上回った。
- ・1月の人員解雇数は、13事業所39人で前月(13事業所27人)から増加しており、引き続き注視が必要である。
- ・島根労働局が示す県内の雇用情勢は、10月から4か月連続で「持ち直しの動きが広がりつつある」と判断した。

農林水産部	<ul style="list-style-type: none"> ・農畜産物販売については、依然として米、切り花を中心に需要減少が続いている。特に米については、外食需要の減少による令和2年産米の過剰在庫により、令和3年産米の買取価格に大きな影響が出ている。 ・原木価格は、上昇傾向がおさまり高止まりの状態となっている。 ・魚価は回復傾向
都市建設部	<ul style="list-style-type: none"> ・都市建設部発注済み工事に対する建設事業者からの工期延期や資材調達等に関する相談なし ・市営住宅の家賃減免、提供に関する相談受付中
教育委員会	<p>市立小・中学校について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各校が、授業、学校行事、部活動の実施に際し、最大限感染症対策に努めている。また、緊急事態宣言が発出された区域及びまん延防止等重点措置が適用されている地域への教職員の出張については、移動に当たり、万全な感染症対策を講じることとしている。私的な場合においては、当該区域はもとより感染症患者が多い都道府県への不要不急の移動を自粛するよう求めている。
消防本部	<p>【消防団の活動について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害活動及び車輛・ポンプ点検以外の活動は実施しないこととするが、入退団や新年度に関する重要な会議等は最低限の人数および感染防止対策を徹底して実施可とする。(方面隊長と協議) ・車輛・ポンプ点検は必要時に最低限の人数で実施可とする。(方面隊長と協議) ・消防団として飲食を伴う会を設けない。
上下水道局	<ul style="list-style-type: none"> ・水道料金、下水道使用料の支払猶予の相談受付中
総合医療センター	<ul style="list-style-type: none"> ・「発熱外来・検査センター」の設置(令和2年12月1日から運用) ・PCR自費検査(1/18から休止中) ・病棟での「面会禁止」(令和3年12月29日～) ・新型コロナウイルス感染症患者の入院受入対応(3/23時点確保病床数26床) <p>【院内での感染確認について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3/13～14に職員3名、入院患者1名の新型コロナウイルス感染を確認 ・該当病棟の入院患者及び職員の検査を行った結果、全員の陰性を確認 ・通常診療としたが、新規入院の一部を中止する対応を行った。

5. 国の主な対応状況

(1) 政府対策本部等

- ①新型コロナウイルス感染症対策本部設置(令和2年1月30日)
- ②新型コロナウイルス感染症対策の基本方針の決定(令和2年2月25日)
- ③政府対策本部会議:計90回開催(令和4年3月18日現在)
- ④新型コロナウイルス感染症対策分科会:計39回開催(令和4年3月18日現在)

(2) まん延防止等重点措置、基本的対処方針

①まん延防止等重点措置

【直近のまん延防止等重点措置実施区域】

対象区域(18都道府県)	対象期間
群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、香川県、熊本県	令和4年1月21日～3月21日終了
北海道、青森県、茨城県、栃木県、石川県、静岡県、京都府、大阪府、兵庫県	令和4年1月27日～3月21日終了

②基本的対処方針の変更（3月4日）

(1) オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策

ア) 学校、保育所、認定こども園等

- ・地域の実情に応じ、感染者が発生した場合の早期の幅広い検査の実施、発熱等の症状がある教職員の休暇取得の徹底や、教職員に対する早期のワクチンの3回目接種等を行う。
- ・感染が拡大している又は高止まりしている地域において、学校等でクラスターが多発する場合には、地域の実情に応じ、教職員に対する検査の頻回実施、部活動等における感染リスクの高い活動の制限を行う。
- ・発熱等の症状がある児童の保育所等への登園自粛を徹底する。

イ) 高齢者施設

- ・高齢者施設等の利用者及び従事者に対するワクチン3回目接種を速やかに実施し、高齢者施設入所者及び従事者のうち希望者への接種をできるだけ早く完了する。
- ・高齢者施設等の感染制御や業務継続について、感染者が発生した場合に早期に介入・支援する体制を強化する。
- ・感染が拡大している又は高止まりしている地域において、高齢者施設等でクラスターが多発する場合には、地域の実情に応じ、職員に対する検査の頻回実施を行う。

(2) ワクチン接種

- ・4回目接種について、諸外国の動向や3回目接種の効果の持続状況等の最新の知見を踏まえて検討するとともに、接種も視野に入れ必要なワクチンの確保を行う。
- ・5歳から11歳までの子どもへのワクチン接種を行う。
- ・12歳から17歳までの方への3回目接種については、今後、厚生科学審議会における必要な審議等を経た上で、予防接種法に基づく予防接種として位置付けられた場合には、令和4年4月以降に接種を開始できるよう、自治体において準備を進める。

(3) サーベイランス・情報収集

- ・積極的疫学調査の実施及び濃厚接触者の特定について、保健所等による対応が可能な自治体においては、引き続き、幅広く行うこととしつつ、オミクロン株が主流の間は、濃厚接触者の感染リスクが低い事業所等において、保健所等による濃厚接触者の特定を行わない場合は、出勤については一律に制限を行わず、感染者と接触があった者に対して、重症化リスクの高い方との接触や感染リスクの高い場所への外出を控えることを促す等、状況に応じた自主的な感染対策の徹底を求める。

一方で、重症化リスクの高い方が入院・入所している医療機関や高齢者施設等について、当該施設等からの報告等に基づき、濃厚接触者の特定を含めた積極的疫学調査を集中的に実施し、行動制限を求める。また、感染するリスクの高い家庭内の濃厚接触者についても、保健所等による特定・行動制限を実施する。

- ・オミクロン株の濃厚接触者の待機期間について、これまでに得られた科学的知見に基づき、14日から10日に、さらに10日から7日に短くしているが、家庭内で感染があった場合を含め、2日にわたる検査が陰性であった場合に、5日目に待機を解除する取扱いを実施できることとする。加えて、医療機関、高齢者施設等や保育所、幼稚園小学校等の従事者について、一定の要件の下、毎日検査による業務従事を可能とする。

(3) ワクチン接種・治療薬に係る取組

① ワクチン接種実績

【これまでの総接種回数】(首相官邸ホームページ公表)(3月18日公表時点)

	全 体					
			65歳以上		職域接種	小児接種
	回数	接種率	回数	接種率	回数	回数
合 計	244,711,875	—	92,888,759	—	20,319,418	125,934
1回以上接種者	102,058,113	80.6%	33,175,661	92.8%	9,741,524	125,934
2回接種完了者	100,476,635	79.3%	33,061,891	92.4%	9,653,238	—
3回接種完了者	42,177,127	33.3%	26,651,207	74.5%	924,656	—

② 国内承認済の新型コロナウイルス治療薬 (3月18日時点)

	名称	分類	投与方法	対象者	承認日
1	レムデシビル	抗ウイルス薬	点滴	中等症Ⅰ～重症	R2.5.7 特例承認
2	デキサメタゾン	抗炎症薬	経口・経管 ・静脈注射	重症感染症	R2.7.17 手引掲載
3	バリシチニブ	抗炎症薬	経口	中等症Ⅱ～重症	R3.4.23 通常承認
4	カシリビマブ・ イムデビマブ (ロナプリーブ)	中和抗体薬	点滴	軽症～中等症Ⅰ	R3.7.19 特例承認
				発症抑制	R3.11.5 特例承認
5	ソトロビマブ	中和抗体薬	点滴	軽症～中等症Ⅰ	R3.9.27 特例承認
6	モルヌピラビル	抗ウイルス薬	経口	軽症～中等症Ⅰ	R3.12.24 特例承認
7	トシリズマブ	抗炎症薬	点滴	中等症Ⅱ～重症	R4.1.21 通常承認
8	ニルマトレルビ ル・リトナビル (パキロビット)	抗ウイルス薬	経口	軽症～中等症Ⅰ	R4.2.10 特例承認

(4) 感染拡大防止対策・医療提供体制の整備 (第27報以降の主なもの)

① 5～11歳のワクチン接種を開始 (2月21日)

② 濃厚接触者の特定・行動制限及び積極的疫学調査の見直し (3月16日)

(5) 退院基準・待機期間の見直し (オミクロン株における対応)

① 退院基準・宿泊療養等解除基準

《有症状者の場合》

- ・発症後10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過
- ・症状軽快後24時間以上の間隔をあげ、2回のPCR等検査で陰性確認

《無症状病原体保有者の場合》

- ・検体採取日から10日間経過
- ・検体採取日から6日間経過後、24時間以上間隔をあげ、2回のPCR等検査で陰性確認

② 濃厚接触者の待機期間

原則7日間 (8日目解除)

- ・4日目及び5日目の抗原定性検査キットによる陰性を確認した場合、5日目解除可能
- ・医療機関、高齢者施設、保育所、幼稚園、小学校、児童クラブ等 (以下、「医療機関、保育所等」) の従事者は毎日検査による業務従事が可能
- ・医療機関、保育所等以外の事業所等においては、濃厚接触者の特定、行動制限を一律には求めない。

(6) 緊急対応策、緊急経済対策、補正予算

対策・予算	財政規模	概要
緊急対応策【第1弾】 (令和2年2月13日)	予備費 103 億円を講じ、総額 153 億円の対応	・帰国者等への支援、・国内感染対策の強化 ・水際対策の強化、・影響を受ける産業等への緊急対応、・国際連携の強化等
緊急対応策【第2弾】 (2年3月10日)	財政措置： 約0.4兆円 金融措置： 総額1.6兆円	・感染拡大防止策と医療提供体制の整備 ・学校臨時休業に伴って生じる課題への対応 ・事業活動の縮小や雇用への対応 ・事態の変化に即応した緊急措置等
緊急経済対策 (2年4月7日) (2年4月20日変更)	財政支出： 48.4兆円程度 事業規模： 117.1兆円程度	・感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発 ・雇用の維持と事業の継続 ・次段階として官民を挙げた経済活動の回復
第1次補正予算 (2年4月30日成立)	補正額： 約25.7兆円	・強靱な経済構造の構築 ・今後の備え
第2次補正予算 (2年6月12日成立)	補正額： 約31.9兆円	・雇用調整助成金の拡充等、資金繰り対応強化、家賃支援給付金の創設、医療提供体制の強化 ・その他の支援(新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の拡充、低所得のひとり親世帯への追加的な給付、持続化給付金の対応強化、その他) ・新型コロナウイルス感染症対策予備費
「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」 (12月8日閣議決定)	財政支出： 40.0兆円程度 事業規模： 73.6兆円程度	・新型コロナウイルス感染症の拡大防止策 ・ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現 ・防災・減災、国土強靱化の推進など安全・安心の確保
第3次補正予算 (3年1月28日成立)	補正額： 約19.1兆円	
「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」 (3年11月19日閣議決定)	財政支出： 55.7兆円程度 事業規模： 78.9兆円程度	・新型コロナウイルス感染症の拡大防止 ・「ウイズコロナ」下での社会経済活動の再開と次なる危機への備え ・未来を切り拓く「新しい資本主義」の起動
令和3年度補正予算 (3年12月20日成立)	補正額： 約31.6兆円	・防災・減災、国土強靱化の推進など安全・安心の確保

○新型コロナウイルス感染症対策予備費の使用実績(令和2年度)

(単位:億円)

閣議決定日	内容	金額
令和2年度1次補正追加額(令和2年4月30日成立)		15,000
令和2年度2次補正追加額(令和2年6月12日成立)		100,000
令和2年度3次補正における修正減少(令和3年1月28日成立)		▲18,500
5月19日	学生支援緊急給付金の創設	531
5月26日	医療用マスク・ガウン等の優先配布、診療報酬上の特例的な措置	1,839
8月07日	持続化給付金、個人向け緊急小口資金等の特例貸付、検疫体制の強化	11,257
9月08日	ワクチンの確保	6,714
9月15日	検査体制の抜本的な拡充、医療提供体制の確保、ワクチンの確保等、個人向け緊急小口資金等の特例貸付等	16,386

10月16日	雇用調整助成金、サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金、農林漁業者の経営継続補助金	5,492
12月11日	Go To トラベル期間延長、ひとり親世帯臨時特別給付金	3,856
12月25日	更なる病床確保のための緊急支援、新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金	4,862
1月15日	新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金	7,418
2月09日	新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金、一時支援金、PCR検査による感染拡大の端緒の早期探知	11,373
3月23日	個人向け緊急小口資金等の特例貸付、子育て世帯生活支援特別給付金、新型コロナウイルス感染症対応休業給付金、孤独・孤立対策に取り組むNPO等への支援、政府による対策の広報の強化、新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金、コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金	21,693
予備費残額		5,080

○新型コロナウイルス感染症対策予備費の使用実績（令和3年度）（単位：億円）

閣議決定日	内容	金額
令和3年度予算額（令和3年3月26日成立）		50,000
4月30日	新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金	5,000
5月14日	ワクチンの確保	5,120
8月27日	ワクチン接種の促進、適切な患者療養の確保（治療薬の確保等）、検疫体制の確保、緊急雇用安定助成金等、緊急小口資金等の特例貸付、コロナ禍で公演を延期した音楽・演劇等に関する開催支援、コロナ禍を乗り越えるための文化芸術活動の充実支援事業	14,226
11月26日	子育て世帯に対する給付（仮称）	7,311
予備費残額		18,343

6. 県の主な対応状況

（1）県対策本部等

- ①危機管理対策本部の設置（令和2年1月30日）
- ②新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく県対策本部の設置（令和2年3月26日）
県対策本部会議：計65回開催（3月18日現在）

（2）感染拡大防止策・医療提供体制の整備の主な取組

- ①新たな島根県病床確保計画の策定（12月1日公表）
 - ・入院病床：371床（常時132床を確保し、患者数に応じて段階的に増やす）
 - ・宿泊療養：133室（しまね宿泊療養施設80室、少年自然の家20室、サンレイク33室）
中和抗体薬が投与できるよう医療機関から医師が往診する体制を整備
 - ・自宅療養：療養者の健康状態の把握や診療を適時に実施できる体制を拡充
 - ・病床使用率（3月20日24時時点）

確保病床数	即応病床	入院患者数	病床利用率	
			確保病床	即応病床
371床	323床	66人	17.8%	20.4%

②入院等療養体制の変更（1月13日～）

島根県病床確保計画における段階を「第5段階」に引き上げ

【従前】 感染症患者は症状の有無に関わらず、原則全員入院

【現在】 中等症以上、又は軽症者で重症化リスクがある患者に優先して入院してもらう

・入院の必要性が低く、宿泊療養又は自宅療養ができると判断する場合は、原則宿泊療養施設に入所とするが、家庭環境などやむを得ない理由により宿泊療養が利用できない場合は、自宅療養して健康観察を行う。

③「島根県新型コロナウイルス対策認証店」認証制度の開始（9月1日～）

④イベント等の開催制限の緩和（2月21日）

⑤PCR等検査無料化事業の実施

【無料検査の対象者】（いずれも無症状の方のみ対象）

(1)ワクチン・検査パッケージ制度を利用する際やイベント・旅行等の際に陰性の検査結果の確認が必要な方で、以下の条件に該当する方

- ・基礎疾患、副反応の懸念などの健康上の理由でワクチン接種を受けられない方
- ・12歳未満の子ども

(2)感染に不安を感じて検査を希望する県民の方（ワクチン接種の有無を問わない）

【無料検査の実施期間】

上記(1)：令和3年12月27日から令和4年3月31日まで

上記(2)：令和4年1月13日から令和4年3月31日まで

【実施場所】

県内38か所（うち出雲市内11か所）

⑥PCR検査、抗原検査体制

- ・県内検査件数：130,033件（3月18日公表時点）
- ・変異株の疑いを確認するためのPCR検査を開始（令和3年2月以降）

⑦まん延防止等重点措置に伴う営業時間短縮要請（1月27日～2月20日）

- ・島根県飲食店等時短要請協力金の支給申請受付（2月21日～3月22日）

⑧一都三県及び大阪府在住の基礎疾患を有する島根県出身者等への一時帰県支援

対象地域：東京都、千葉県、埼玉県、神奈川県、大阪府

対象期間：令和4年2月11日から4月13日までの宿泊

【利用状況】3件5名

⑨県立学校の春休み前半（3月25日～3月31日）の部活動を原則停止（3月16日）

(3) 新型コロナウイルス感染症対策に係る予算措置

(単位：百万円)

年度	予算時期	金額	年度	予算時期	金額
R元	3月専決(3月25日)	214	R2	9月補正	10,833
R2	4月専決(4月30日)	6,774		11月補正	3,657
	5月専決(5月22日)	724		11月補正(追加分)	4
	6月補正	16,391		2月補正(1号議案)	2,096
	7月専決(7月31日)	6,214		2月補正(3号議案)	4,149

(単位：百万円)

年度	予算時期	項目	予算
R 3	当初予算	I. 医療提供体制・感染症対策 II. 県内経済や県民生活の回復に向けた施策 III. 県民生活の支援 IV. その他	6,907
	6月補正	I. 医療提供体制・感染症対策 II. 県内経済や県民生活の回復に向けた施策 III. 県民生活の支援 IV. その他	8,118
	6月補正 (追加分)	新型コロナウイルスワクチン接種支援事業	900
	9月補正 (5号議案)	①新型コロナウイルスワクチン接種の支援 ②医療提供体制の確保のための枠予算の復元、増額 ③県内宿泊、観光需要回復・拡大の支援 ④新型コロナウイルス感染症対策調整費	5,061
	9月補正 (6号議案)	I. 医療提供体制・感染症対策 II. 県内経済や県民生活の回復に向けた施策 III. 県民生活の支援 IV. その他	9,862
	9月補正 (追加分)	①事業継続特別給付金の支給 ②県産米消費の拡大支援 ③飲食需要の回復・拡大支援 ④中小企業等の経営革新支援	1,035
	11月補正 (8号議案)	①飲食需要の回復・拡大支援 ②商工団体の相談支援体制の強化 ③医療提供体制の確保のための枠予算の復元 ④新型コロナウイルス感染症対策調整費	1,772
	11月補正 (9号議案)	【追加対策】 1,191百万円 I. 医療提供体制・感染症対策 II. 県内経済や県民生活の回復に向けた施策 III. 県民生活の支援 IV. その他 【減額補正】 ▲1,698百万円	▲507
	11月補正 (追加分)	①PCR等検査の無料化 ②宿泊療養施設の医療機能強化 ③貸切バス等による県民の県内移動支援	1,765
	1月専決 (1月20日)	①事業継続特別給付金の増額	1,200
	2月補正 (1号議案)	①営業時間短縮要請協力金 ②介護施設等における感染防止対策の強化 ③新型コロナウイルス感染症対策調整費	3,139
	2月補正 (2号議案)	I. 医療提供体制・感染症対策 II. 県内経済や県民生活の回復に向けた施策 III. 県民生活の支援 IV. その他	11,077
R 4	当初予算	I. 医療提供体制・感染症対策 II. 県内経済や県民生活の回復に向けた施策 III. 県民生活の支援 IV. その他	19,122

(4) 県民への要請 (令和4年3月4日) ※下線は第27報時点からの変更箇所

要請の期間は、令和4年3月5日から当面の間とします。

1. 都道府県をまたぐ移動

都道府県をまたぐ不要不急の移動は、行き先の都道府県の要請を確認の上、極力控えること。

ただし、やむを得ない仕事や、通勤・通学、受験、転勤、就職活動、婚礼、葬儀・法要、看病・介護、通院、生活必需品の買い物などでの移動は、発熱等の症状がある場合を除き、控えていただく必要はないが、「三つの密」の回避を含め、基本的な感染防止対策を徹底すること。

また、感染拡大地域に在住している基礎疾患を有する島根県出身者等が、島根県が実施する一時帰県支援制度を利用するための移動は差し支えない。

県外出張などについては、行き先の都道府県の感染状況を十分確認の上、延期の検討や、リモートでの代替を事業所等において再度、検討し、やむを得ないものに限ること。

県外から人を招くこととなる仕事についても同様に、延期の検討や、リモートでの代替を再度、検討し、やむを得ないものに限ること。

2. ～3. 略

4. 無料検査の受診

感染に不安を感じる無症状の方は、検査を受けること。なお、この要請については、要請の期間を3月31日までとする。

5. 飲食店等の利用

飲食店等の利用については、各店舗において感染防止対策を徹底し、県民の皆様は、そうした店舗を利用することを前提として、

(1) 飲食の際の人数を、4人以下とすること。ただし、感染状況を踏まえ、県西部地域と隠岐地域の飲食店等を利用する場合については、飲食の際の人数を8人以下とすること。

なお、同居する家族等での利用については、この人数制限を適用しない。

(2) 時間については、複数の店舗を利用する場合も含めて、合計で2時間を限度とすること。

(3) 県外の方との飲食は、県内、県外を問わず、控えること。ただし、鳥取県と、生活圏域(通勤・買い物等)に属する広島県・山口県の一部の地域の方との飲食については、控える必要はないこと。

なお、「接待を伴う飲食店」を含め、カラオケの利用が可能な店舗等では、マスクの着用やマイク、リモコン等の消毒、歌唱にあたっては十分な距離を確保すること。

6. ワクチンの追加接種

新型コロナウイルス感染症の重症化や発症等を予防するため、迅速なワクチンの追加接種を進め、接種を希望する全ての方が追加接種を受けられるよう、市町村は、体制の確保に取り組むこと。

7. ～11. 略